

#### 4. 会則一⑤

### 介護老人保健施設 愛 身体拘束適正化のための指針

#### I. 身体拘束適正化に関する基本的な考え方

介護老人保健施設「愛」は利用者様の人間としての尊厳を守ると共に、生命または身体を守るため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないこととする。

#### II. 身体拘束適正化に関する方針

- ① 身体拘束は行ってはいけない
- ② 身体拘束を許容する考え方はしない
- ③ 利用者様の人権を最優先する
- ④ やむを得ない場合には医師ら多職種でカンファレンスを開催し、必要と認められるものについては利用者・家族に説明を行い適切な手順に従い身体拘束を行う

#### III. 身体拘束適正化検討委員会の設置

##### 第1条 目的

- ① 施設内全体の身体拘束の発生や事例を把握し、事例の分析、適正化を検討し、全職員に周知するなど、身体拘束廃止に向けた中枢的役割を担う。
- ② 高齢者虐待防止や身体拘束廃止について研修会を企画・運営し、高齢者の尊厳を守り、身体拘束を行わない職員を育成する。

##### 第2条 委員会の構成

身体拘束適正化検討委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (ア) 施設長・医師
- (イ) 事務長
- (ウ) 看護師（担当および責任者）
- (エ) 介護職員  
※ 看護・介護職員は各階より1名ずつ選出（うち1名を委員長に選出）
- (オ) 介護支援専門員または支援相談員
- (カ) 通所リハビリ 看護または介護職員
- (キ) その他施設長が必要と認める者（施設外の専門家等）

### 第3条 委員会の基本方針

- ① 各階に於いて、身体拘束適正化に関する方針について職員に伝達し、実践する。
- ② 症例について検討し、拘束廃止を進める。
- ③ 3か月に一度、委員会を開催し、毎月の拘束の統計を提出し、活動報告・情報交換を行う。新たに身体拘束を行う事案が発生した場合には臨時で委員会を開催し、情報共有・廃止について協議を行う。  
委員会の内容については会議議事録を全職員が回覧し、内容を周知徹底する。
- ④ 職員新規採用時には高齢者虐待防止及び身体拘束廃止について研修を実施する。
- ⑤ 全職員対象に年2回高齢者の尊厳を守る勉強会を開催する。
- ⑥ 運営委員会と連携を取り、情報交換をする。

#### IV. 発生時の報告方法等に関する基本方針

- ① 身体的拘束等が発生した場合、V. で示す正式な手続きを行い実施された場合は、作成された「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明及び同意書」を身体拘束適正化委員会に提出し、医師・部門長・委員会にて周知を図る
- ② V. で示す正式な手続きを行わずに実施された身体的拘束等の場合は、身体的虐待とみなされ、「虐待防止・対応マニュアル」に沿って入所者の安全確認、事実確認、通報者の保護を目的に行動します。その後、身体拘束等適正化委員会において、初動確認、原因究明、再発防止策について検討され、その分析結果等は職員に周知する。

#### V. 発生時の対応に関する基本方針

身体拘束は行わないことが原則であるが、ご利用者様の生命または身体を保護するための措置として 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、次の手順にて行う。

##### (1) カンファレンスにて検討

- ① 緊急やむを得ない場合」に該当するか、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たしているか、医師、事務長、看護師、介護士、介護支援専門員、身体拘束適正化検討委員含む幅広い関係者でのカンファレンスにて判断を行う
- ② 拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討する

#### <緊急・やむを得ない場合の例外三原則とは>

1. 切迫性：ご利用者様本人の生命・身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
2. 非代替性：身体拘束その他の行動制限以外に代替法がないこと。  
(ご利用者様の状態に応じて必要な制限のない方法を選択することが必要)
3. 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。  
(ご利用者様の状態に応じて必要な最も短い時間を想定することが必要)

### <身体拘束となる具体的な行為>

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴、経管栄養時のチューブを抜かない様に四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴、経管栄養時のチューブを抜かない様にまたは皮膚などをかきむしる為手指の機能を制限するミトン型の手袋等を使用する。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように Y 字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツ外しを制限する為、介護衣(つなぎ服、特殊なホック付のロンパースも含む)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹、四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせる為、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない療養室等に隔離する。

#### (2) 利用者本人及び家族への説明

- ① 身体拘束を行うと判断した場合は、拘束の内容・目的・理由・時間帯・期間・解除に向けた取り組み方法を施設長、現場の責任者から詳細に説明し、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書及び同意書」にサインを頂く。
- ② 身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前にご利用者様・ご家族に再度同意を得た上で実施する。  
(同様の対応が続く際には必ず、初回は1ヶ月、その後は3ヶ月ごとに同意書を取り直す。)

#### (3) 記録

- ① 身体拘束等を行った場合は「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」に、日々の心身の状態を記録し、状態が変化する都度(最低1ヶ月1回)記録を加えると共に、拘束をなくす方法を模索する。  
(身体拘束適正化委員会開催時には直近の情報を持ち寄り、検討を行う。)
- ② その記録・情報を開示し施設全体、家族関係者の間で直近の情報を共有し、施設支援計画に反映すること。  
記録はサービス完結後5年間保存し、必要時に提示できるようにする。

#### (4) 身体拘束等の解除

身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、ご利用者様・ご家族に報告する。

※ なお、身体拘束に係る手順・記録については介護記録ソフトへの入力を含め別紙を参照すること

## VI. 入所者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、各階ナースステーションに常備し、入所者等から閲覧の求めがあった場合は、8:45～17:15までの範囲内で、閲覧させるものとする。

## VII. その他身体拘束等の適正化推進のために必要な基本方針

- (1) 身体拘束等をしない支援を提供していくため、事業所全体で以下のことに取り組む。
  - ① 利用者主体の行動に努める。
  - ② 言葉や対応などで、ご利用者様の精神的な自由を妨げないように努める。
  - ③ ご利用者様の思いをくみ取り、ご利用者様の意向に沿ったサービスを提供し、丁寧な対応を行う。
  - ④ ご利用者様の安全を確保する観点から、ご利用者様の身体的、精神的な自由を安易に妨げるような行為は行わない。やむを得ず安全確保を優先する場合は、委員会で検討する。
  - ⑤ 「やむを得ない」として拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながらご利用者様 主体の生活をしていただけるように努める。
- (2) その他身体拘束等の適正化推進のために必要な事項について、本指針に記載のないものは必要に応じて委員会にて検討し、決定する。

2008年6月1日試行  
2008年から2020年の間に3回改定  
2021年4月1日改定  
2024年6月1日改定

医療法人尚寿会 介護老人保健施設 愛